

令和5年10月1日から

# インボイス制度導入で システムの大規模な改良が必要です。

**インボイス制度**とは「適格請求書等保存方式」ともよばれ、所定の要件を記載した請求書や納品書を発行、保存するという**制度**です。たとえば、取引先から原材料の仕入れを行う場合は、いつ、どの事業者から何の商品を購入し、その金額と消費税額がいくらだったのかを明確にしたうえで、適格請求書として残しておく必要があります。

## 販売管理システムのインボイス制度対応

1. 請求書の様式変更（適格請求書）
2. 商品毎の消費税率設定
3. 明細単位の消費税計算廃止



詳細は次ページ

### ◆インボイス制度の対応は必要です。

**Point.** 軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず取引先から求められた場合は適格請求書の交付をしなければなりません。

**Point.** 適格請求書の交付ができなければ、得意先は仕入控除ができなくなります。

**Point.** 適格請求書を交付するためには、事業者登録が必要です。請求書には、その登録番号の記載が必要となります。

### ◆早めの対応がベストです。

ご相談受付中

**Point.** システムの改良は、旧システムとのデータを引き継ぐ必要があることもありかなりの日数が必要です。また、移行のタイミング等もあるのでユーザー様の事前準備が必要となります。

**Point.** 消費税計算を明細単位や伝票単位で行っている場合は、請求単位に変更しなければなりません。となると得意先との調整が必要となるのではないのでしょうか？そういった準備にも時間がかかります。

**Point.** 改良依頼が制度導入間近になると能力的に対応不可能となる可能性がありますので早めにご依頼いただくと助かります。

有限会社エー・エー・シー

〒802-0081 北九州市小倉北区紺屋町4-6 北九州第一ビル804号

TEL093-513-9011 FXA093-513-9012

# 販売管理システムのインボイス制度対応

## ■ 適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

## ■ 消費税の計算について

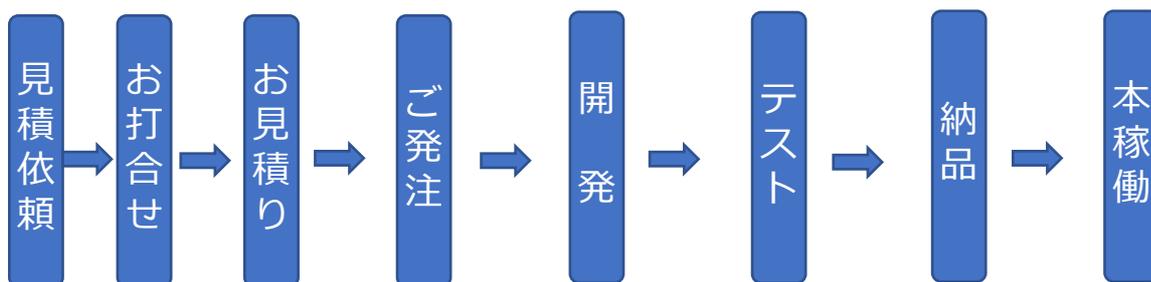
- ・ 端数処理  
消費税の端数処理については1つの請求書で税率毎に1回ずつとなります。
- ・ 処理単位が請求単位になる  
明細単位や伝票単位ではなく、請求単位となります。

明細単位の消費税計算は廃止

商品毎に税率設定が必要になる

請求書		発行日2023年11月1日			
〇〇〇〇商店 御中		有限会社A A C 登録番号T012345…….			
		北九州市小倉北区紺屋町4-6 TEL093-513-9011			
月日	品名	数量	単価	金額	軽
10/15	ミネラルウォーター	10	78	780	※
10/20	園芸用スコップ	15	110	1,100	
10/25	養生テープ	5	230	1,150	
小計				3,030	
8%対象売上		780	消費税	62	
10%対象売上		2,250	消費税	225	
合計売上額		3,030	消費税	287	
当月請求額				¥3,317	
				※軽減税率対象	

## スケジュール



2020年9月より受注開始

3ヶ月～12ヶ月

データ移行

2022年3月末日まで

(それ以降のご注文の場合は納期のお約束ができません。)

★ご注文順に対応させていただきますので早めのご依頼をお願いします。